

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	環境保全課	
許 認 可 等 名	実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認	
根 拠 法 令	土壌汚染対策法施行規則	
根 拠 条 項	第45条第3項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
審 査 基 準	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法施行規則 第45条第3項 3 都道府県知事は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第43条第3号の確認をするものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる実施措置との間に一体性が認められること。 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合していること。 三 当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第7条第1項の期限に照らして適当であると認められること。 ・土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準（平成31年環境省告示第5号）は別紙のとおり。
	参 考 事 項	土壌汚染対策法施行令第10条により市長が行うこととされている（別紙のとおり。）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和3年1月26日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数30日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）

審查基準

基 準